

令和元年10月1日から

幼稚園・保育所等を利用する3～5歳児クラス等の

子どもの利用料が**無償化**されます。

※ 0～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもも対象となります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

- **3～5歳児クラスの全ての子ども**の利用料が無償化されます。
- **0～2歳児クラスの子どもは、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額25,700円まで無償化されます。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。
※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
 - 保育料の現行制度を継続し、幼稚園・認定こども園(教育利用)は小学校3年生、保育所・認定こども園(保育利用)は就学前児童から数えて第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- **通園送迎費、主食費・副食費(食材料費)、行事費等は、無償化対象外(保護者負担)**です。
※年収360万円未満相当世帯と第3子以降については、副食(おかず・おやつ等)の費用が**免除**されます。
※新制度に移行していない園は含みません。
- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。
※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村において「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
※原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)が、市町村によって異なります。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。
※利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円まで無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子ども

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村において「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
 ※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
 ※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)が、市町村によって異なります。
- **3～5歳児クラス**の子どもは月額**37,000円**までの利用料が無償化されます。
 ※0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます。
- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。
 ※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
 ※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。
- **就学前の障害児の発達支援**を利用する子どもについても、**3～5歳児**までの利用料が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化の主な例

